

鳥取県告示第137号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成21年5月4日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年3月13日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

1 申請のあった年月日

平成21年3月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人れしーぶ

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

小河和泉

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

八頭郡八頭町宮谷240-24

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の福祉サービスを必要とする方を対象にして、町村の枠を超えた児童福祉、障害者福祉、老人福祉など社会福祉に関する研究や事業を行うことにより、利用者のニーズに合せた福祉サービスを創造し、提供することで地域福祉の増進に寄与する。また地球環境保全に関する活力ある事業活動を行い、鳥取の豊かな自然との共生を図りながら、町で暮らすすべての方が健康で文化的な生活が実現できることを目的とする。

6 定款の変更事項

目的、特定非営利活動の種類、事業及び公告の方法